

## 【子育てファミリー応援金給付事業の開始について】

本市では、令和5年8月1日から、「子育てファミリー応援金給付事業」を開始いたします。当事業の開始に伴い、埼玉県が実施する子育てファミリー応援事業にも参加いたします。

### 1. 事業概要

本市で子育てをする世帯を応援・サポートするため、出生届を本市へ提出された児童を養育する保護者の方を対象に、出生後に必要となる物品等の購入に役立つよう、出産を祝うことを目的として応援金を給付いたします。

また、当事業の開始に併せ、埼玉県が実施する「子育てファミリー応援事業」にも参加いたしますので、本市からの応援金の給付に加え、埼玉県から子育て応援ギフトも届くなど、子どもをもつ喜びや子育ての楽しさを感じられる気運の醸成も図ってまいります。

### 2. 事業開始時期

令和5年8月1日から事業を開始いたします。

### 3. 給付額

児童1名につき 1万円

### 4. 給付対象者

令和5年4月1日以降に生まれ、本市へ出生届出された児童の保護者。

※申請時点において、本市に住民登録がある方。

### 5. 申請・給付方法

#### (1) 本事業開始前に出生している場合

給付対象者に 個別に郵送で申請のご案内を送付いたします。

⇒給付金は申請いただいた後、速やかに振り込むことを想定

県のギフト：申請先のQRコードを添付し、個別に申請いただく。

#### (2) 本事業開始後に出生した場合

出生届出時の子ども医療費申請書と併せて申請していただきます。

⇒給付金は出生月の翌月末までに振り込むことを想定

県のギフト：出生届出時に申請書類を配布し、個別に申請いただく。

#### 【問い合わせ】

保健医療部 健康づくり推進課

課長 櫻田 尚之

電話 960-1100